

平成 1 8 年旭市議会第 2 回定例会会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 1 8 年 6 月 8 日 (木曜日) 午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員 (2 6 名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也

1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 3 番 鈴 木 正 道
 2 5 番 伊 藤 鐵

1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 4 番 神 子 功
 2 6 番 林 一 哉

 欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 今 井 和 夫
 秘書広報課長 野 口 徳 和
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 長 林 久 男
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 遠 藤 純 夫
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 山 崎 健 次
 飯岡支所長 佐久間 俊 雄
 会 計 課 長 宮 本 英 一
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 多 田 清 司
 監査委員 平 野 哲 也
 事務局員 野 口 國 男
 飯岡配荘人

助 役 重 田 雅 行
 病院事業者 吉 田 象 二
 総務課長 増 田 雅 男
 企画課長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 江ヶ崎 純 敏
 環 境 課 長 小長谷 博
 健康管理課長 浪 川 敏 夫
 高齢者福祉課長 横 山 秀 喜
 農水産課長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 海上支所長 木 内 孫兵衛
 干潟支所長 木 内 國 利
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶務課長 在 田 豊
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 農業委員会 小 田 雄 治
 事務局員 伊 東 一 直
 病院事務次長

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 13 分

日程第 1 開 会

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 人事の紹介

○議長（鈴木正道） 日程第2、人事の紹介をいたします。

初めに、去る4月1日の人事異動において、病院事業管理者に就任されました吉田象二さんをご紹介いたします。

吉田象二病院事業管理者からごあいさつの申し出がございますので、これを許可いたします。

吉田象二病院事業管理者、ご登壇願います。

（病院事業管理者 吉田象二 登壇）

○病院事業管理者（吉田象二） このたび、旭中央病院病院事業管理者兼病院長に就任いたしました吉田でございます。

1980年10月に内科医長で赴任して以来、26年間、診療に従事してまいりました。また、13年前からは副院長を兼務しておりまして、病院の運営管理の仕事もしてまいりました。

そういうわけで病院のことにつきましては熟知しているつもりでございましたが、いざ病院長に就任してみますと、その責任の重大性を痛感しております。まさに身の引き締まる思いでございます。

旭中央病院は、昭和28年に住民の皆様方の健康を守るという目的で設立されたわけですが、以来50年たってみますと、現在では、全国自治体病院1,008のうち常にトップ3の地位を占めるような病院に発展してまいりました。これは、ひとえに住民の皆様方のご支援によるものだ、というふうに思っております。

今後は、この地域の医療、健康、そして福祉、保健、これらの分野におきまして、私、大変微力ではありますが、誠心誠意皆様のご指導をいただいて頑張っていくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

最後に皆様方の温かいご支援とご協力をお願いして、私のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（鈴木正道） ありがとうございました。

続いて、課長職についてご紹介いたします。

秘書広報課長に、野口徳和課長。

社会福祉課長に、遠藤純夫課長。

市民課長に、林久男課長。

監査委員事務局長に、平野哲也局長。

会計課長に、宮本英一課長。

水道課長に、堀川茂博課長。

生涯学習課長に、花香寛源課長。

環境課長に、小長谷博課長。

商工観光課長に、神原房雄課長。

農業委員会事務局長に、小田雄治局長。

なお、このほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願いたいと思います。

日程第3 議長報告事項

○議長（鈴木正道） 日程第3、議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木正道） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。5番、林七巳議員、6番、向後悦世議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

- 議長（鈴木正道） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第2回定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

- 議長（鈴木正道） 市長より送付を受けております議案は議案第1号から議案第13号までの13議案と、報告第1号から報告第3号までの報告3件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（鈴木正道） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第6 議案上程

- 議長（鈴木正道） 日程第6、議案第1号から議案第13号までの13議案と、報告第1号から報告第3号までの報告3件を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 議案第 2 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 5 号 財産の取得について
- 議案第 6 号 財産の取得について
- 議案第 7 号 市道路線の変更について
- 議案第 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 10 号 専決処分の承認について
- 議案第 11 号 専決処分の承認について
- 議案第 12 号 専決処分の承認について
- 議案第 13 号 専決処分の承認について
- 報告第 1 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について
- 報告第 2 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

- 議長（鈴木正道） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成18年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてでありまして、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、同法第15条の規定による審査会を設置するにあたり、委員の定数等を定めるものであります。

議案第2号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、病院で死亡された方の死後の処置に係る手数料を改正するものであります。

議案第3号は、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、地元区からの要望により、農業研修施設を区へ無償譲渡するにあたり、条例を廃止するものであります。

議案第4号は、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、地元区からの要望により、青年館を区へ無償譲渡するにあたり、条例を廃止するものであります。

議案第5号及び議案第6号は、財産の取得についてでありまして、議案第5号は救急業務高度化設備として高規格救急自動車1台を購入することについて、議案第6号は消防防災設備として水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第7号は、市道路線の変更についてでありまして、中央病院アクセス道の整備に伴い、市道2路線の起点を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、市道路線の認定についてでありまして、市道2路線の変更に伴い、新たに1路線を認定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち1名が6月30日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、関本良正氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

なにとぞ賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第10号から議案第13号までは、専決処分の承認についてでありまして、議案第10号は旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号は旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号は旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第10号から議案第12号までは地方税法等の一部改正、議案第13号は厚生労働省の定める診療報酬の算定方法等の改正に伴い、いずれも急施を要したため、専決処分したものであります。

報告第1号は旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第2号は財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第3号は議会の指定した専決処分についてそれぞれ報告するものであります。

次に、平成17年度、7月から3月までの一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成17年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

一般会計は、概算で歳入総額200億9,200万円、歳出総額187億9,800万円となり、実質収支額は12億9,400万円の黒字と見込まれるものであります。

また、各特別会計においても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告申し上げます。

昨年7月1日の合併から1年を迎えようとしておりますが、市としての一体感も育っており、行政内部にも落ち着きが出てまいりました。また、合併後に調整するとされたさまざまな事務事業につきましてもほぼ調整を終えたところであり、いよいよ新たな旭市建設に具体的に取り組んでいくこととなります。

はじめに、総合計画の策定について申し上げます。

平成19年度を初年度とする「旭市総合計画」については、現在、基本構想の内容について検討を行っているところであります。

去る5月31日には第3回の総合計画策定市民会議を開催し、新市建設計画や地区懇談会で出されたご意見等を踏まえた基本構想のたたき台としての案をお示しし、ご意見をいただいたところであります。

農水産業の振興や教育関係等について、多くのご意見をいただいておりますので、総合計画にどのように反映させるべきか等について検討してまいります。

また、旧3町の区域に設置した地域審議会においては、各地域における課題や魅力あるまちづくりについて、それぞれ4回の議論が重ねられ、この度、意見書を提出いただいたところであります。これらの意見については、各地域の特性を考慮しながら、市全体としてどのようにまちづくりを進めるべきか検討してまいります。

なお、市長の諮問に応じ、総合計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行う旭市総合計画審議会を去る5月29日に立ち上げ、教育委員、農業委員、学識を有する者等15名の方々に委員を委嘱したところでありまして、今後、本審議会の審議、答申を経て、基本構想につい

ては、12月の定例会に提案する予定で事務を進めてまいります。

次に、国民保護計画について申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行により策定することとなった市の国民保護計画については、現在策定作業中であり、6月中に国民保護協議会を設置して策定方針等の協議をいただきながら、9月中には計画案を作成し、県との事前協議等の事務手続きを経て、来年3月には計画書として報告できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、防犯について申し上げます。

昨年来、全国的に子どもたちを狙った凶悪犯罪が多発しており、5月にも秋田県で小学1年生が下校途中に殺害されるという痛ましい事件が発生するなど、依然として子どもを巻き込んだ事件、事故が後を絶たない状況であります。

市では、本年4月から、防犯指導員の皆様のご協力をいただき、2名体制で、大型の青色回転灯を装備した防犯パトロール車による市内全域の防犯パトロールを実施しております。犯罪を未然に防ぐための抑止力になればと期待するものであります。

また、エンジョイパトロール隊同様のボランティア組織が各地区で少しずつ発足してまいりました。子どもたちの安全確保のため、多くの地区でこのような取り組みを期待するものであり、今後とも地域と学校と行政が相互に協力し、より一層の防犯体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活環境について申し上げます。

去る5月28日に行いました「春のゴミゼロ運動」につきましては、悪天候の中、4,500人の市民の皆様にご協力をいただき、空き缶2.3トン、空き瓶1.2トン、ペットボトル0.3トン、その他のゴミ4.3トンを回収し、環境美化を図ることができました。

当日は、実施の決定後に天候が急変し、区長さんはじめ市民の皆様には、大変なご苦勞をおかけいたしました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険における介護認定者は、高齢化の進展により年々増加しており、5月末現在で1,887人、第1号被保険者に対する認定率は11.6%であり、平成17年7月末から145人の増となっております。

今後も引き続き認定者の増加が見込まれることから、制度の円滑な実施と適正な運営に努めてまいります。

また、制度改革により、今年度から新たに創設された介護予防としての地域支援事業の取り組みや、地域密着型サービスの実施を図るとともに、平成19年4月の地域包括支援センター設置に向け準備を進めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

保護者の子育てに伴う不安や悩み、孤立感の解消を図り、地域で楽しく育児ができるような子育て支援の拠点として、6月5日に市役所南分館2階に「つどいの広場」を開設いたしました。

地域での乳幼児親子の集いの場として、自由に語り合い、育児体験や遊びを通しての親同士、そして子ども同士の友だちづくりや子育ての情報交換などに利用していただきたいと考えております。

保育所への指定管理者制度の導入については、保育事業のコスト削減や多様なニーズに応えることを柱に、平成19年4月、干潟保育所への導入を目指しており、5月25日に保護者の方々を対象に1回目の説明会を開催いたしました。

保護者の方々の関心も高く、事業者が代わることにより、子どもに与える影響などに対する疑問や不安も寄せられていることから、今後、保護者の皆様に十分な説明、適切な情報提供を行い、不安や疑問の解消に努め、ご理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

小学生から英語に親しみ、興味を持ってもらうため、中学校に配置している5名の英語指導助手と2名の教諭補助員が小学校においても英語の指導をするようにいたしました。これにより子どもたちが楽しく英会話に触れ、英語への学習意欲の高揚につながればと期待しております。

放課後児童健全育成事業は、新たに琴田小、嚶鳴小、中和小を加え10か所で実施しており、現在289名の児童が利用しております。今後とも指導体制の充実に努め、子育て支援の拡充を図ってまいります。

沖縄交流事業は、7月26日から3日間、市内小学生20名が、友好交流を進めている沖縄県中城村を訪問し、現地の小学生との交流会を行ってまいります。中城村との友好が深まるとともに、訪問した児童たちがより広い視野を持ていただければと期待しております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

海上中学校建設事業については、屋外運動場整備工事が終わり、その他の工事についても、

平成19年2月の完成に向けて順調に進捗しております。

小中学校校舎等の耐震化については、補強工事で耐震化が見込まれる小学校9校、中学校3校について耐震診断を実施しており、8月中には結果が出ることとなっておりますので、この結果を受け、耐震補強工事を計画的に進めてまいります。

富浦小学校のプールサイドフェンス改修工事、飯岡小学校及び古城小学校のプール改修工事並びに第一中学校の校舎階段手摺及び洋式トイレ設置工事については、6月中に実施することといたしました。

次に、社会教育について申し上げます。

体育振興については、5月18日と21日の2日間にわたり、第51回千葉県東部五市体育大会が旭市を会場に開催され、当市から26競技に372名が出場いたしました。

バドミントン、ゲートボール、グラウンドゴルフの3競技で優勝するなど各種目で健闘し、総合順位2位の成績を収めました。

また、6月4日には、市民がスポーツを身近に感じ、親しんでもらえるよう、旭スポーツの森公園等を会場に、「市民スポーツの集い」を開催いたしました。

ヘルスバレーボール、ティボールなどに子どもから大人まで大勢の市民の参加をいただき、気持ちの良い汗を流しながら、スポーツを楽しんでいただきました。

文化振興については、8月6日に、市民参加型事業として第2回市民音楽祭「天の川ライブフェスティバル」を開催いたします。

現在17組の参加申し込みがあり、5月11日には参加者からなる実行委員会を設置し、本番に向けた準備を開始いたしました。

また、10月28日に公演予定の市民ミュージカルについては、5月27日に結団式が行われ、38名の参加者が決意を新たにし、本番に向けた練習が始まっております。

これからも質の高いイベントの開催や、市民参加の活動を積極的に支援してまいります。

次に、農業について申し上げます。

農業基盤整備事業については、広域農業基盤緊急整備促進事業計画による万力 期地区の事業実施を推進するため、経営体育成基盤整備事業万力 期支区が設立され、平成19年度の事業採択に向け事業計画の調整が行われております。

次に、「幽学の里で米作り交流事業」について申し上げます。

本事業は、医療福祉・食・交流の郷づくり事業の一環として、江戸時代後期、下総の国で荒廃した農村の救済活動に身をささげ、世界で初めて農業協同組合、生活協同組合の祖であ

る「先祖株組合」を組織した農村指導者、大原幽学が残した干潟地区長部の国指定史跡の水田を、市、地元農業者、都市部の消費者、ＪＡちばみどりなどと復活させ、米作りを通して都市住民との交流を促進するものであります。

去る５月７日には、首都圏の生活協同組合の会員家族150人による田植え体験を行いました。

今後は、７月に田んぼの生き物調査や草取り、９月の稲刈り、10月の収穫祭と続き、幕末の農村指導者、幽学の偉業を伝えながら交流の輪を広げてまいります。

次に、食料と農水産業に関する基本協定について申し上げます。

本協定は、平成13年に旧海上町、東京マイコープ、ＪＡちばみどりの３者で締結していましたが、食料・農業・農村基本法の改正や昨年７月の合併を受け、また趣旨に賛同するエルコープを新たに加え、４者で水産資源を含めた協定を改めて締結することになったものであり、４月８日に締結いたしました。今後は、安全な農水産物の生産や環境保全を基本とした農業振興、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの推進による農水産業の活性化を図ってまいります。

次に、観光について申し上げます。

今年も、袋公園において４月１日から５月５日まで桜まつりを実施し、併せて鯉のぼりの掲流を行いました。

４月９日には、袋公園美化推進協議会主催による子供ゲーム大会、お囃子、カラオケ大会などが行われるとともに、商工会主催によるわくわく市場が昨年に引き続いて同時開催され、9,000人余りの親子連れで賑わいました。

今後も、新旭市の春のイベントとして定着するよう努めてまいります。

夏期観光については、７月15日から８月20日までの37日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設いたします。

開設期間中には、恒例となった「サマーフェスティン矢指ヶ浦2006」の開催も予定されており、観光協会をはじめ、関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

また、７月29日と30日には、第19回「いいおかYOU・遊フェスティバル」、８月６日と７日には、第52回「旭市七夕市民まつり」の開催を予定しており、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう、それぞれの実行委員会を中心に検討が行われているところであります。

次に、労政について申し上げます。

高齢者・パートタイマー職業相談室については、旭市と銚子職業安定所との連携により、7月3日から、「旭市地域職業相談室」と名称を変更して業務を拡充いたします。

相談員が3名配置になり、求人情報閲覧用パソコンが4台設置されるなど相談体制も充実いたしますので、求職者の利便性が向上するものと期待しております。

勤労青少年ホームについては、これまで事業の廃止について国・県と協議を進めてまいりましたが、去る3月31日付けをもって、国から取り壊しによる財産処分について承認を得ましたので、今後は、用途廃止の事務手続きを進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年10月稼働を目途として準備を進めております電子カルテシステムについては、4月からその一部を稼働いたしました。各診察室でエックス線画像やその他の検査情報が確認できるようになり、診断効率が向上しております。

また、自動精算機の設置など利用者のサービス向上に努めているところであります。

さらに、病棟の再整備も計画しており、今後、基本計画の策定を進めていくこととしております。

医療制度改革や医師不足の問題など、病院事業を取り巻く環境はさらに厳しさを増しておりますが、旭中央病院から周辺病院への医師派遣など、周辺の自治体病院等との連携を強化する取り組みを千葉県の参加を得て進めており、地域の中核病院としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

去る5月16日、銚子市青少年文化会館において、「第9回銚子連絡道路整備促進地区大会」が開催され、800名を超える地域住民が参集するなか、旭市からも議会をはじめ多くの市民のご参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

この銚子連絡道路は、東総地域が大きく発展するために不可欠な交通の基盤となりますので、今後の整備においては、可能な限りの整備方策を積極的に講じ、一日も早い全線の完成を目指すことなど、引き続き関係機関に要望してまいります。

次に、子ども議会について申し上げます。

市内小中学校20校の児童生徒を対象にした子ども議会を、7月25日に開催することといたしました。小学校は1校1名、中学校は1校2名、合計25名の子ども議員の参加を予定しております。

学校で学ぶ地方自治制度や議会制度を実際の議場で体験し、市役所のしくみや議会について理解を深めていただくとともに、「ふるさと旭」に高い関心を持っていただけたらと考えております。

また、今年度、新しい総合計画策定に向け、子どもの視点での意見を取り入れるため、市内5校の中学2年生に勉強していただいていることから、実りある議論が展開されるものと楽しみにしております。

次に、区長会について申し上げます。

去る5月19日、旧1市3町それぞれにあった区長会が統合され、新たに旭市区長会が発足いたしました。これにより、新市の一体感の醸成が進むとともに、市としても区長会と連携を図りながら、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

終わりに、株式会社環境シンフォニックに対する一般廃棄物処理業の許可の取消処分について、その後の経過をご報告申し上げます。

旧干潟町が行った当該許可の取消処分に対する異議申立てに対し、市は昨年8月にこれを棄却し、この取消処分の法律的な正当性を主張してきたところですが、株式会社環境シンフォニックは、これを不服として取消処分の取消しを求め、旭市を被告とする行政訴訟を千葉地方裁判所に提起いたしました。

訴状は去る4月19日に市に到達しましたが、市としては従来主張どおり、当該処分は適当だったと考えられることから、これを争うものとして、去る5月30日に開かれた第1回口頭弁論において、その姿勢を明らかにしたところであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（鈴木正道） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

議案第1号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 遠藤純夫 登壇）

- 社会福祉課長（遠藤純夫） 議案第 1 号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

審査会は、障害者自立支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うことを目的として、市町村により設置されるもので、法律上必置であることから、設置となる条例は不要であります。法第16条第 1 項に基づき委員定数の条例が必要であるため提案するものであります。

なお、委員は障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有するものであって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を市町村長が任命することとなっています。

また、障害者介護給付費等審査会委員報酬については、国においては統一的な単価を示す予定はなく、各自治体において類似の審査会の委員報酬等を勘案し適宜設定されたいとの考えであり、本市の介護認定審査会委員と同額の報酬月額 1 万8,000円としたものであります。

なお、近隣銚子市、匝瑳市においても、介護認定審査会委員と同額の報酬月額 1 万8,000円を予定しております。

以上で、議案第 1 号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定についての補足説明を終わります。

- 議長（鈴木正道） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号、議案第13号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 今井和夫 登壇）

- 病院事務部長（今井和夫） 議案第 2 号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

これは、病院で死亡された患者様に従来は脱脂綿等により死後の処置をしておりましたが、感染予防等の見地から、今後は体液や排泄物の漏出等を確実に防止するため、シリコン製剤を体内に注入する方式に改めることに伴うものでございます。

この処理用品の変更に伴いまして、死後処理料金を2,100円から5,250円に改正しようとするものでございます。

次に、議案第13号 専決処分の承認についての補足説明を申し上げます。

本年 3 月 6 日付けで平成18年厚生労働省告示第92号により診療報酬の算定方法が、同第99号により入院時食事療養費の算定基準が新たに制定されました。

このことにより旭市病院事業使用料及び手数料条例第 2 条の算定方法及び算定基準の根拠告示名を旧告示名から新告示名に改正したものでございます。

3月定例会開会後に告示があり、また、当該告示と条例との整合性の検討に時間を要したため、会期中での議案提出ができませんでした。しかしながら、4月1日の急施を要するため、当該改正条例の制定につき、専決処分をしていただいた次第でございます。

以上で、議案第2号及び議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） 議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

飯岡地区に設置されております後農村研修所、上永井集落センターの農業研修施設が設置されている地元区からの要望により、無償にて譲渡を行うため、条例の廃止を行うものであります。

後農村研修所は、三川3804番地2に木造瓦葺平屋建て、建物面積77.76平方メートルで、昭和53年1月に建築され、後区から譲与の要望が出ております。

上永井集落センターは、上永井1097番地1に木造瓦葺平屋建て、建物面積83.64平方メートルで、昭和54年4月に建築され、上永井区から譲与の要望が出ております。両施設共地元区へ無償譲渡することにより、適正な管理が行われ、施設の有効な活用が見込まれるものであります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 花香寛源 登壇）

○生涯学習課長（花香寛源） 議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

飯岡地区に設置されております青年館10館につきまして、地元区からの要望により、無償にて譲渡を行うため、条例の廃止を行うものであります。

各青年館の概要は、まず川端町青年館は、飯岡2094番地に木造瓦葺平屋建て、建物面積67.07平方メートルで、昭和46年10月に建築され、川端町区から要望が出ております。

小網町青年館は、飯岡2561番地の1に木造瓦葺平屋建て、建物面積70.38平方メートルで、昭和55年3月に建築され、小網町区から要望が出ております。

飯岡岡青年館は、飯岡520番地に木造瓦葺平屋建て、建物面積84.47平方メートルで、昭和52年2月に建築され、飯岡岡区から要望が出ております。

並木町青年館は、飯岡1966番地の22に木造棒葺2階建て、建物面積84.46平方メートルで、昭和53年12月に建築され、並木町区から要望が出ております。

行内青年館は、行内703番地に木造瓦葺平屋建て、建物面積72.40平方メートルで、昭和48年10月に建築され、行内区から要望が出ております。

平松岡青年館は、平松1520番地に木造瓦葺平屋建て、建物面積83.64平方メートルで、昭和51年3月に建築され、平松岡区から要望が出ております。

横根岡青年館は、横根425番地の1に木造亜鉛葺平屋建て、建物面積80.03平方メートルで、昭和44年10月に建築され、横根岡区から要望が出ております。

萩園青年館は、萩園1241番地の1に木造瓦葺平屋建て、建物面積90.47平方メートルで、昭和51年1月に建築され、萩園区から要望が出ております。

下宿青年館は、三川3719番地の1に木造カラーベスト葺平屋建て、建物面積67.08平方メートルで、昭和47年11月に建築され、下宿区から要望が出ております。

犬林青年館は、三川3825番地の1に木造瓦葺平屋建て、建物面積77.09平方メートルで、昭和43年11月に建築され、犬林区から要望が出ております。

以上10館につきまして、地元区に無償譲渡することにより、適正な管理運営が行われ、有効利用が図れるものであります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号、議案第6号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第5号及び議案第6号について、補足説明をいたします。いず

れも財産の取得についてでありまして、予定価格が2,000万円以上の動産の買い入れであるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただくものであります。

まず、議案第5号は、救急自動車の購入です。

取得財産の内容は、高規格救急自動車1台及び付属する高度救急処置用資材一式です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は3,110万6,950円です。

契約の相手方は、千葉県匝瑳市上谷中2211番地22、千葉トヨタ自動車株式会社八日市場店です。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札は、入札参加登録業者で納入可能な2社を指名し、去る5月30日に執行し、5月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成19年2月5日であります。

続いて、議案第6号は、消防自動車の購入です。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1-B型1台です。

契約の方法は、随意契約です。

契約金額は3,097万5,000円です。

契約の相手方は、東京都台東区松が谷4丁目13番10号、日本造機株式会社東京営業所です。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で納入可能な6社を指名し、去る5月30日に指名競争入札を行いました。

入札の結果落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約となり、入札で最低金額を提示した日本造機株式会社と随意契約交渉を行いました。

その結果、3,097万5,000円が提示され、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、5月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成18年11月17日であります。

以上で、議案第5号及び議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第7号、議案第8号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

○建設課長（米本壽一） 議案第7号、市道路線の変更及び議案第8号、市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

旭中央病院アクセス道東西線、具体的には中央病院から川島歯科医院北側までを道整備交付金事業の認可を受けて整備するわけでございますが、国との協議の際、整備路線を一本化するように指導がありました。

よって、議案第7号添付の変更路線調書及び市道変更路線位置図のとおり整備部分の2路線を同一路線名に変更するものです。

また、この変更に伴い、議案第8号は、添付の認定路線調書及び市道認定路線位置図のとおり新たな路線番号を附するものでございます。

以上で、議案第7号、市道路線の変更及び議案第8号、市道路線の認定についての補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 野口徳和 登壇）

○秘書広報課長（野口徳和） 議案第9号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が11名おりますが、このうち1名が6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市清和甲727番地にお住まいの関本良正氏、昭和11年2月23日生まれの方であります。

関本さんは、住職であるとともに、保育園の理事長でありまして、社会福祉協議会の役員をはじめ、教育委員など数多くの役職を務めてこられるなど、福祉や教育に熱心に取り組まれております。

また、平成6年からは、人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方でありますので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第11号、議案第12号について、税務課長、登壇してください。

(税務課長 江ヶ崎純敏 登壇)

○税務課長(江ヶ崎純敏) 議案第10号、旭市税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成18年度税制改正に係る地方税法等の改正により、三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が実施されることによる個人住民税の税率のフラット化や定率減税の廃止、たばこ税の税率の引き上げ等が行われたことに伴い、国の準則に従い所要の改正を行ったものであります。

個々の条文の説明に入ります前に、税制改正のうち市町村に関係する主なものについて申し上げます。

まず、所得税から個人住民税への税源移譲については、個人住民税所得割の税率が10%にフラット化されました。この内訳は、市民税分6%、県民税分4%で、平成19年度の課税分から適用されます。

次に、個人住民税について、定率減税が平成19年度課税分から廃止されます。

なお、この定率減税の廃止については、条例の改正はありません。

次に、個人住民税の非課税限度額の見直しが行われ、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額が、均等割については、現行17万6,000円を16万8,000円に、所得割については、現行35万円を32万円に引き下げられます。

次に、固定資産税関係では、負担水準が低い商業地等について、均衡化を促進するため、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額の5%を加算する方法に改められました。

また、新たに、災害に強い国づくりを推進するとの観点から、昭和57年1月1日以前の住宅に対して耐震基準に適合させる改修工事を行った場合、一定期間、税額を2分の1減額する制度が創設されました。

次に、市町村たばこ税の税率が、平成18年7月1日から旧3級品以外のたばこで、1,000本につき現行2,977円を3,298円に、旧3級品のたばこで、1,000本につき現行1,412円を1,564円に引き上げられます。

以上が、市町村に関係する税制改正の概要です。

それでは、お手元の条文の順に、本市に関係するものを主に説明いたします。

今回の改正は、同一の条文について、施行期日の異なる改正を行うため、第1条による改正と第2条による改正の二段階に分けて行っております。

2枚目の裏をごらんください。

第1条による改正のうち、第24条第2項の改正は、先ほど申し上げましたが、個人市民税の均等割の非課税基準に用いる加算額を現行17万6,000円から16万8,000円に改めるものであります。

第31条第2項の改正は、文言の整備であります。

第34条の2の改正は、所得控除の損害保険料控除にかわる、地震保険料控除の創設に伴う条文の整備であります。

第34条の3第1項の改正は、先ほど申し上げました税源移譲による個人市民税所得割の税率を100分の6にフラット化するものであります。

第34条の4の改正は、現行の第34条の6と同じ内容を規定したものであります。

第34条の4の2を加える改正は、現行の第34条の6の2と同じ内容を規定したものであります。

右3枚目の中段をごらんください。

第34条の6の改正は、個人市民税所得割の税率をフラット化したことに伴う所得税と的人的控除額の差に基づく負担増を調整するための措置を規定したものであります。

3枚目の裏をごらんください。

第34条の6の2を削る改正及び第34条の7の改正は、条文の整備であります。

第34条の8の改正は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を計算する割合を、現行100分の68を5分の3に改めるほか、条文の整備であります。

第36条の2の改正から、4枚目の上から3行目、第61条の改正までは、条文の整備であります。

第95条の改正は、たばこ税の税率を1,000本当たり3,064円に改めるものであります。ただし、実際の課税は、附則第16条の2で定める特例税率で行っています。

附則第2条の3第6項の改正は、条文の整備であります。

附則第5条第1項の改正は、個人市民税の所得割の非課税限度額を計算するときの加算額について、現行35万円を32万円に改めるほか、条文の整備であります。

附則第6条の改正から、4枚目の裏、中段までの、附則第7条の2の改正までは、条文の整備であります。

附則第7条の3を加える改正は、税源移譲で所得税の税率が改正されたことにより、所得税額から控除されていた住宅ローン控除が減少する者に対し、翌年度の市民税から減額調整

する措置について規定したものであります。

右 5 枚目をごらんください。

附則第 8 条の改正は、税源移譲に伴い、肉用牛の売却による事業所得の所得割の特例の率について、現行100分の 1 を100分の0.9に改めるほか、条文の整備であります。

附則第 9 条の改正は、条文の整備であります。

附則第10条の 2 の改正は、条文の整備のほか、既存住宅を耐震改修した場合における固定資産税の減額措置の創設に伴い、手続き等について所要の規定を設けたものであります。

5 枚目の裏をごらんください。

附則第10条の 3 の改正から附則第11条の 2 の改正までは、条文の整備であります。

附則第12条の改正は、負担水準の低い宅地について、平成20年度までに均衡化を一層促進するため、所要の条文整備をするものであります。

1 枚めくっていただきまして 7 枚目をごらんください。

附則第12条の 2 の改正から附則第15条の 2 の改正までは、条文の整備であります。

附則第16条の 2 の改正は、たばこ税の特例税率を引き上げるものでありまして、旧 3 級品以外のたばこは、1,000本につき現行2,977円を3,298円に、旧 3 級品のたばこは、1,000本につき現行1,412円を1,564円に改めるものであります。

7 枚目の裏をごらんください。

附則第16条の 4 の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例の税率について、現行100分の 9 を100分の7.2に改めるほか、条文の整備であります。

附則第17条の改正は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、現行100分の3.4を100分の 3 に改めるほか、条文の整備であります。

附則第17条の 2 の改正は、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の税率について、長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合、現行100分の2.7を100分の2.4に改め、長期譲渡所得金額が2,000万円を超える部分は、現行100分の3.4を100分の 3 に改めるほか、条文の整備であります。

附則第17条の 3 第 1 項の改正は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合、現行100分の2.7を100分の2.4に改め、長期譲渡所得金額が6,000万円を超える部分は、現行100分の3.4を100分の 3 に改めるものであります。

8 枚目をごらんください。

附則第18条の改正は、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、現行100分の6を100分の5.4に改め、国等に譲渡した場合の特例の税率について、現行100分の3.4を100分の3に改めるほか、条文の整備であります。

附則第19条の改正は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、現行100分の3.4を100分の3に改めるほか、条文の整備であります。

8枚目の裏、中段をごらんください。

附則第19条の2の改正は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例における適用対象から、有価証券先物取引の方法で行ったものを除くこととするほか、条文の整備であります。

附則第19条の3の改正は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例の税率について、現行100分の2を100分の1.8に改めるほか、条文の整備であります。

附則第19条の4の改正から、9枚目の中段まで、附則第20条の2を削る改正までは、条文の整備であります。

附則第20条の3の改正は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、現行100分の3.4を100分の3に改めるほか、条文の整備であります。

附則第20条の4第1項の改正は、条文の整備であり、この条は、附則第20条の3となります。

9枚目の裏をごらんください。

新たな附則第20条の4は、租税条約実施特例法の規定の適用がある条約適用利子、配当等に対する課税の特例について所要の規定を定めたものであります。

11枚目をごらんください。中段よりやや下になりますが、附則第21条及び別表を削る改正は、条文の整備であります。

続いて、第2条による附則第20条の4の改正は、第1条で追加した条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例における特例税率等を改めるほか、条文の整備であります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

11枚目の裏をごらんください。

附則第1条は、本条例の施行期日を定めたものでありまして、基本的な施行期日を平成18年4月1日とし、第1号は、施行期日を平成18年7月1日とするものを、第2号は、施行期

日を平成18年10月1日とするものを、第3号は、施行期日を平成19年1月1日とするものを、第4号は、施行期日を平成19年4月1日とするものを、第5号は、施行期日を平成20年1月1日とするものを、第6号は、施行期日を平成20年4月1日とするものを規定したものであります。

12枚目をごらんください。

附則第2条は、市民税に関する経過措置として改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

12枚目の裏をごらんください。

附則第3条は、個人市民税所得割の税率をフラット化したことに伴う所得税との人的控除額の差に基づく負担増を調整するための税額控除について、所要の経過措置を規定したものであります。

13枚目の裏をごらんください。

附則第4条は、固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

附則第5条は、市たばこ税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたほか、平成18年7月1日現在の手持ちたばこに対する税率等を規定したものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、負担水準が低い宅地について、固定資産税と同様に、平成20年度までに均衡化を一層促進するため、所要の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順に説明いたします。

2枚目の裏をごらんください。

附則第4項の改正は、宅地の課税標準額の算定方法を定めた規定であり、前年度の課税標準額に当該年度の評価額、住宅用地特例率の適用がある場合は適用後の額となります。これの5%を加えた額を課税標準額とするものであります。

附則第5項の改正は、第4項に定めた課税標準額の引き上げの上限を定めたものであり、住宅用地は評価額の80%、商業地等は評価額の60%とするものであります。

3枚目をごらんください。

附則第6項の改正は、第4項に定めた課税標準額の下限を定めたものであり、評価額の

20%とするものであります。

附則第7項の改正は、負担水準が80%以上の住宅用地は、前年度の課税標準額を据え置くことを定めたものであります。

附則第14項の改正は、用途変更宅地についての現行制度を平成20年度まで延長するものであります。

附則第13項から、3枚目の裏中段の、附則第10項までの改正は、条文の整備であります。

附則第8項の改正は、農地に対して課する都市計画税の特例であり、負担調整措置を平成20年度まで延長するものであります。

新たな附則第8項は、負担水準が60%以上70%以下の商業地等は、前年度の課税標準額を据え置くことを定めた規定であります。

4枚目をごらんください。

新たな附則第9項は、負担水準が70%を超える商業地等は、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする旨を定めた規定であります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1項は、本条例の施行期日を平成18年4月1日と定めたものであります。

附則第2項は、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続いて、議案第12号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、主に公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止により、国民健康保険税の負担が増加する高齢者に対する特例措置について所要の整備を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順に、説明します。2枚目の裏をごらんください。

第2条第3項及び第13条の改正は、介護納付金の課税限度額について、地方税法施行令で規定する課税限度額が9万円に改められたことに伴い、施行令と同額に改めたものであります。

附則第4項から第12項までの改正は、条文の整備であります。

下から6行目の、新たに追加された附則第5項から第8項までは、平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、平成17年度分の個人市民税の算定にあたり旧法による特定公的年金等控除の適用があった者について、平成18年度分及び平成19年度分の軽減判定の

控除額及び所得割の算定における控除額を定めたものであります。

附則第 5 項は、平成18年度分の軽減判定における控除額を28万円とするものであります。

3 枚目をごらんください。

附則第 6 項は、平成19年度分の軽減判定における控除額を22万円とするものであります。

附則第 7 項は、平成18年度分の所得割の算定における控除額を13万円とするものであります。

3 枚目の裏をごらんください。

附則第 8 項は、平成19年度分の所得割の算定における控除額を 7 万円とするものであります。

新たに追加された附則第17項及び 4 枚目の附則第18項は、所得割の算定及び軽減判定において、所得に租税条約実施特例法の規定の適用がある条約適用利子等及び条約適用配当等を加えるものであります。

続いて、本条例の附則でございます。

附則第 1 項は、本条例の施行期日を定めたものでありまして、基本的な施行期日を平成18年 4 月 1 日とし、附則第 5 項から附則第12項までの改正規定は、平成19年 4 月 1 日と定めたものであります。

附則第 2 項は、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第 1 号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

○商工観光課長（神原房雄） 報告第 1 号、旭市土地開発公社の事業経営状況について報告いたします。

初めに、平成17年度の事業報告及び決算について申し上げます。

1 ページをお開きください。

まず、平成17年度の事業報告からご説明いたします。

旭市土地開発公社の平成17年度の事業は、1 点目の総括事項に記載のとおり、いずれも旭市からの受託事業にかかわるものでございます。

一つは、公有地先行取得事業として取得した、旧扇屋ジャスコ跡地にかかる借入金利息を

原価に計上いたしました。

二つ目は、都市計画道路 3・4・19 谷丁場遊正線整備事業用地取得事業として1,603.5 平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

2 点目の経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で526万40円、費用合計は624万1,479円となり、当年度の純損失は98万1,439円となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入、支出ともに1,986万9,664円となったものでございます。

2 ページをお願いいたします。

3 点目の行政官庁認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続きであり、4 点目は、理事会に関する事項を記載したものでございます。説明は省かせていただきます。

続いて3 ページは、平成17年度の損益計算書であります。

収支の金額につきましては、先ほど収益的収支で説明したとおりでありまして、収益的収入及び支出の明細は6 ページから8 ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、4 ページをお開きください。

平成18年3月31日現在の貸借対照表であります。

左側、資産の部は、流動資産で7億6,145万7,567円、固定資産で22万9,353円、合計7億6,168万6,920円となりました。

右側の負債及び資本の部につきましては、固定負債で6億3,757万8,309円、資本金は旭市の全額出資で500万円、準備金といたしましては、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で5,293万6,107円でありまして、当期の純損失は98万1,439円となったものであります。

5 ページは、平成18年3月31日現在の財産目録であります。

資産総額7億6,168万6,920円に対しまして、負債は6億3,757万8,309円となり、差し引きの正味財産は1億2,410万8,611円となりました。

続いて、平成18年度の事業計画、予算及び資金計画についてご説明いたします。

少し飛びまして12ページをお開きください。

平成18年度の事業計画であります。

前年度と同様に、旭市からの受託事業として２行目にあります都市計画道路３・４・１９谷丁場遊正線整備事業にかかわる事業用地の先行取得を予定するものでありまして、受託事業を申し上げますと、事業年度は、平成16年度から平成21年度まで、受託事業費の総額は１億6,000万円であります。本年度支出予定額は、用地費と支払い利息を合わせた5,217万8,000円を予定するものであります。

次のページ、13ページは、平成18年度の予算であります。

第２条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

まず、収入のうち、１款２項補助金等収益は、旭市からの運営費、補助金等で360万円、２款事業外収益は１万4,000円を予定し、収入合計を361万4,000円と見込んだものであります。

次に、支出であります。２款１項販売費及び一般管理費は590万円を計上し、３款予備費10万円と合わせ、支出の合計を600万円と予定するものであります。

14ページに移ります。

第３条は、資本的収入及び支出であります。

収入の部は、１款１項の借入金を5,608万1,000円と予定いたしました。

支出については、１款１項公有用地取得事業費に5,897万1,000円、２項固定資産取得費に289万円を予定し、予備費の12万9,000円と合わせて、支出の合計を5,910万円と予定するものであります。

資本的収入が支出額に対して不足する301万9,000円は、損益勘定留保資金及び繰越準備金で補てんするものであります。

なお、収益的収入及び支出の明細は15ページから17ページに、また、資本的収入及び支出の明細につきましては、18ページから19ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

続いて、第４条は、長期借入金の限度額でありまして、その限度額を10億3,259万1,000円と定めるものであり、第５条においては、支出予算の流用について定めているものでございます。

次は、飛びまして20ページをお願いいたします。

平成18年度の予定損益計算書であります。

表の右側になりますが、収益の部の合計361万4,000円に対しまして、左側の費用の部の合計は600万円となり、当期の純損失を238万6,000円と見込んだものであります。

21ページは、平成19年3月31日現在の予定貸借対照表であります。

左側、資産の部は、1 流動資産として、現金及び預金と公有用地の総額で8億6,614万8,000円、2の固定資産を合わせて、資産の合計を8億6,905万1,000円と見込みました。

右側、負債及び資本の部は、1の流動負債は項目立てでございます。2の固定負債は長期借入金で7億4,727万9,000円、3の資本金は基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金で5,200万4,000円、当期純損失を238万4,000円と見込んだものであります。

最後に、22ページをお願いいたします。

平成18年度の資金計画であります。

受入資金1億6,437万1,000円に対して、支払資金を6,510万円と予定し、差し引き9,927万1,000円を見込んでいるものでございます。

以上、報告第1号、旭市土地開発公社の事業経営状況についての説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第2号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 遠藤純夫 登壇）

○社会福祉課長（遠藤純夫） 報告第2号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況についてご報告いたします。

初めに、平成17年度の運営状況について申し上げます。

1ページをお開きください。

あさひ健康福祉センターにつきましては、一昨年6月に開館いたしまして、高齢者の健康づくりと地域社会の福祉増進に努めてまいりました。

年間の利用者数は1万8,781人でありました。

旧旭市福祉センターにつきましては、前年度に引き続き広間利用者を主体に運営を行い、年間3,660人のご利用をいただきました。

旭市蓼科高原山の家の運営につきましては、例年どおり7月から10月までの季節開設いたしました。年間利用者数は322人でありました。

次に、決算の状況について申し上げます。

2ページをお開きください。

収入の決算額、支出の決算額ともに3,649万8,243円で、収入支出差引額はゼロ円となりました。

収入につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。

健康福祉センター事業収益の収入済額は886万7,774円で、前年度比29万1,735円の減となりました。

山の家事業収益の収入済額は197万9,380円でありました。

市補助金は2,465万1,089円でありました。

続きまして、支出につきましてご報告申し上げます。

4ページをお開きください。

健康福祉センター事業費用の支出済額は3,097万8,659円で、前年度比420万3,751円、11.9%の減であります。

山の家事業費用は551万9,584円で、前年度比292万9,644円の増となりました。

6ページから16ページは歳入歳出事項別明細書であります。

17ページは、平成17年度の月ごとの利用状況であります。

続きまして、平成18年度の事業計画並びに予算について申し上げます。

21ページをお開きください。

事業計画として、健康福祉センターについては、年間業務予定量を2万1,230人と見込み、山の家利用については、7月から10月までの季節開設で、利用者数を500人と見込んだものであります。

次に、予算について申し上げます。

22ページをお開きください。

第2条で、予算の総額は、収入、支出ともに4,725万2,000円としております。前年度比660万7,000円、14%の増であります。

収入については23ページをごらんください。

利用者数を2万1,230人と見込み、健康福祉センター事業収益は956万1,000円、前年度比237万5,000円の減であります。

山の家事業収益は、利用者数500人を見込み、事業収益307万8,000円といたしました。

委託金1,778万8,000円は、本年度から指定管理者制度を導入し施設の管理及び運営を委託するものです。

補助金1,682万5,000円は市からの補助金であり、前年度比812万6,000円の減となっております。

支出につきましては、24ページをお開きください。

健康福祉センター事業費用は3,756万7,000円で、前年度比685万3,000円の増であります。
健康増進事業によるトレーナー等の人件費及び光熱水費等であります。

また、山の家事業費用は868万5,000円で、前年度比24万6,000円の減であります。

以上で、報告第2号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況の報告を終わります。

○議長（鈴木正道） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第3号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○総務課長（増田雅男） 報告第3号、専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当市では、市の義務に属する損害賠償の額の決定等で、100万円未満のものについては、市長の専決処分で処理することと委任されております。

なお、この専決処分については、同条第2項の規定により、議会へ報告することとされておりますので、今回の報告を行うものです。

なお、期間でございますが、合併後の昨年、平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間に専決処分したものでございます。

それでは、案件ごとにご説明申し上げます。

案件1は、足川地先における市有自動車の衝突物損事故で、相手方への賠償は2万9,760円、昨年9月2日に専決しました。

案件2は、松ヶ谷地先における自損による物損事故ですが、市道の陥没箇所での事故ということで、市が管理責任上の義務を負ったものです。賠償は8,400円、昨年9月29日に専決しました。

案件3は、椎名内地先における市有自動車の衝突物損事故で、相手方への賠償は13万5,870円、本年3月8日に専決しました。

案件4は、市内二地先における市有自動車の衝突人身事故で、相手方への賠償は20万1,679円、本年3月14日に専決しました。

案件5は、井戸野地先における市有自動車の衝突物損事故で、相手方への賠償は9,200円、本年3月29日に専決しました。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わります。

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 59 分